平成２３年（フ）第７８号
兵庫県尼崎市立花町２丁目２番１号　新立花ビルマンション201号
債務者　神田　　修
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘12丁目１番１―103号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘12丁目１番１―404号
債務者　加川　　覺
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９５号
兵庫県尼崎市浜田町２丁目126番地浜田パークハイツ302号
債務者　村上兼三郎
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６８号
兵庫県たつの市龍野町島田731番地15
債務者　竹本　人美
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第２号
兵庫県たつの市揖保川町山津屋127番地８、前住所兵庫県加古川市加古川町美乃利132番地の２
債務者　伊藤恵利矢
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第１２８２号
北九州市門司区吉志１丁目２番15号
債務者　佐々木哲平
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２８３号
北九州市門司区吉志１丁目２番15号
債務者　佐々木貴代子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３４４号
福岡県遠賀郡岡垣町旭南22番13号
債務者　永田　洋一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３４５号
福岡県遠賀郡岡垣町旭南22番13号
債務者　永田　啓子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４５号
北九州市小倉北区片野新町２丁目13番５―1103号
債務者　福田みなみ
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４６号
北九州市門司区大里戸ノ上４丁目１番６―302号
債務者　川面　重喜（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４７号
北九州市門司区大里東２丁目４番27―201号　森田方
債務者　宇賀　　勇
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５９号
北九州市小倉南区横代南町４丁目12番61号
債務者　輪田　　稔
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３１２号
青森県弘前市大字三世寺字色吉43番地１
債務者　小山　悦雄
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１４号
福島県郡山市大槻町字北ノ林３番地の９
債務者　片桐　憲一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅１―４―13―21
債務者　橋本　町子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
神戸市垂水区松風台２丁目１番２―506号
債務者　亜衣タクシーこと　林　　義明
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部